

最高裁秘書第3673号

令和元年7月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月24日付け（同月27日受付、最高裁秘書第2880号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成31年4月17日付け甲府地家裁総第654号「裁判事務の分配等の定めについて（平成6年7月22日付け総一第182号に基づく報告）」（片面で14枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(高等裁判所経由)

甲府地家裁総第 654 号

(組ろ-02)

平成 31 年 4 月 17 日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

甲府家庭裁判所長 細 田 啓 介

裁判事務の分配等の定めについて

(平成 6 年 7 月 22 日付け総一第 182 号に基づく報告)

4 月 15 日現在における甲府家庭裁判所の裁判事務の分配等については、別添の
とおりです。

平成31年度における甲府家庭裁判所の裁判事務の分配等について

平成30年12月12日裁判官会議議決

平成31年3月18日一部改正

(平成31年3月25日施行分)

平成31年3月18日一部改正

(平成31年4月1日施行分)

平成31年3月18日一部改正

(平成31年4月15日施行分)

平成31年度における甲府家庭裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序、開廷の日割り並びに司法行政事務の代理順序を次のとおり定める。

(裁判官の配置)

第1条 甲府家庭裁判所本庁（以下「本庁」という。）の裁判官の配置は、別表第1のとおりとする。

(裁判事務の分配)

第2条 本庁における裁判事務の分配は、別表第2のとおりとする。

(所長の特別措置)

第3条 所長は、事件の分配について定めがない場合、又はこの定めにより事件を分配することが相当でなく、かつ、特に緊急を要する場合は、当該事件を分配する本庁又は甲府家庭裁判所都留支部（以下「支部」という。）の裁判官を指定することができる。この場合には、次の裁判官会議において承認を得なければならぬ。

(裁判事務の代理順序)

第4条 本庁の裁判官に差し支えがあるときの裁判事務については、別表第3に定めるところによる。

2 支部の裁判官に差し支えがあるときの裁判事務については、所長の指名する本庁の裁判官が代理する。

(開廷の日割り)

第5条 本庁及び支部の開廷の日割り及び使用法廷等は、別表第4のとおりとする。

(関連事件の配てん換え)

第6条 各裁判官に分配された数個の事件が相互に関連するとき、及びその他必要があるときは、関係する各裁判官の協議により、その事件を他の裁判官に配てん換えをすることができる。

2 配てん換えが行われた場合、配てん換えを受けた裁判官については、新受事件が分配されたものとみなし、配てん換えをした裁判官については、配てん換えされた事件と同種、同数の新受事件を分配する。ただし、関係する各裁判官の協議によりこれと異なる扱いをすることを妨げない。

(事件の回付)

第7条 本庁又は支部において受理した事件に関し、他の庁において処理するのを相当とするときは、関係する各裁判官の協議により、その事件を他の庁に回付することができる。

2 他庁から支部に移送された身柄事件は、原則として本庁に回付する。

(回付すべき事件の自庁処理)

第8条 支部において処理すべき事件が本庁に係属し、又は本庁において処理すべき事件が支部に係属した場合において、特に必要があると認めるときは、それぞれの事件を自ら処理することができる。

(司法行政事務の代理順序)

第9条 所長に差し支えがある場合における司法行政事務については、裁判官櫻井

佐英が代理し、同裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する他の裁判官が代理する。

2 支部長に差し支えがあるときの司法行政事務については、所長の指名する本庁の裁判官が代理する。

附 則

この定めは、平成31年1月1日から実施する。

附 則

この定めは、平成31年3月25日から実施する。

附 則

この定めは、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この定めは、平成31年4月15日から実施する。

(別表第1)

本庁の裁判官の配置 (第1条関係)

係	裁	判	官	
人事訴訟係・家事係及び 少年係	判事 判事 判事(兼) 判事(兼) 判事(兼) 判事(兼) 判事(兼) 判事補(兼) 判事補(兼)	細 櫻 鈴 横 大 望 園 岡 新	田 井 木 山 島 月 田 居 拓	介 英 啓 佐 順 泰 崇 千 史 広 泰 崇 千 稔 彩 馬

(別表第2)

本庁の各裁判官に対する裁判事務の分配（第2条関係）

1 人事訴訟事件

事件の種類	担当裁判官	分担率
人事訴訟事件（合議事件）	細田啓介 櫻井佐英 鈴木順子 大畠崇史 望月千広 園田稔 新居馬拓	全部
人事訴訟事件（単独事件）	櫻井佐英 園田稔	各2分の1
人事訴訟関連保全命令事件 訴え提起前における証拠収集処分申立事件 人事訴訟関連保全命令等雑事件	櫻井佐英	全部
人事訴訟関連保全命令異議・取消事件	大畠崇史	全部
共助事件	櫻井佐英	全部
特則		
(1) 人事訴訟事件には、人事訴訟事件に付随する民事訴訟事件及び附帯処分の申立てを含む。		
(2) 本案人事訴訟事件の係属後に申立てがされた人事訴訟関連保全命令事件は、本案人事訴訟事件担当の裁判官が担当する。		

2 家事事件

事件の種類	担当裁判官	分担率
合議事件	細田啓介 櫻井佐英 大畠崇史 望月千穂 園田稔 新居拓馬	全部
審判事件（相続放棄の申述受理事件、子の氏の変更事件及び保護者選任等事件を除く。）	櫻井佐英	全部
審判事件（相続放棄の申述受理事件、子の氏の変更事件及び保護者選任等事件）	櫻井佐英 大畠崇史 園田稔	5分の3 5分の1 5分の1
調停事件	櫻井佐英	全部
その他の事件	細田啓介 櫻井佐英	3分の1 3分の2
雑事件	櫻井佐英	全部

(注1) 子の氏の変更審判事件の即日審理について、裁判官櫻井佐英が事件処理に差し支えあるときは裁判官園田稔が担当し、同裁判官に差し支えのあるときは裁判官大畠崇史が担当する。

(注2) 調停事件のうち家事事件手続法第274条第1項の規定により調停に付された事件が訴訟から調停に付されたものである場合には、同訴訟の担当裁判官が同調停事件を担当することができるものとする。

3 少年事件

事件の種類	担当裁判官	分担率
合議事件	細田啓介 櫻井佐英 大畠崇史 望月千広 園田稔 居拓馬	全部
異議事件及び準抗告事件	櫻井佐英 鈴木順子 横山泰造 大畠崇史 望月千広 園田稔 居拓馬	全部
一般保護事件	櫻井佐英 望月千広 新居拓馬	各3分の1
身柄事件	櫻井佐英 望月千広 新居拓馬	各3分の1
過失運転致死傷保護事件（身柄事件を除く。）	望月千広	全部
その他の事件	櫻井佐英 新居拓馬	各2分の1

道路交通法違反 保護事件	観護措置	櫻井佐英 望月千広 新居拓馬	各3分の1
	身柄事件	櫻井佐英 望月千広 新居拓馬	各3分の1
	その他の事件	望月千広	全部
準少年保護事件		原保護処分決定を した裁判官	全部
少年補償事件		審判事由の不存在 による審判不開始 又は不処分の決定 をした裁判官	全部

(注) 裁判官新居拓馬が担当する事件について、少年法第20条の決定をすること

を相当とするときは、裁判官櫻井佐英又は望月千広が担当する。

少年法第20条第2項の少年の一般保護事件については、裁判官櫻井佐英が
担当する。

4 その他

事件の種類	担当裁判官	分担率
1から3までに掲げたもの以外の事件	櫻井佐英	全部

5 令状事件

1 執務時間中

- (1) 係属中の事件について令状の請求があったときは、その事件の担当裁判官が担当する。
- (2) (1)の事件の担当裁判官に差し支えがあるときは、次の順位に従って、差し支えのない裁判官が担当する。

第1順位	櫻井	佐	英
第2順位	新居	拓	馬
第3順位	望月	千	広
第4順位	園田	稔	
第5順位	大畠	崇	史
第6順位	鈴木	順	子
第7順位	横山	泰	造

- (3) (1)の事件以外の事件について令状請求があったときは、(2)の順位に従つて、差し支えのない裁判官が担当する。

2 退庁時刻後及び休日

本庁の少年係の裁判官が、協議の上、平等の割合で担当する。

(別表第3)

本庁における裁判事務の代理順序 (第4条関係)

1 人事訴訟事件

(1) 合議事件

担当裁判官に差し支えがあるときは、本庁及び支部所属の裁判官の中から所長の指名する裁判官が担当する。

(2) (1)以外の事件

裁判官櫻井佐英に差し支えがあるときは、裁判官園田稔が、同裁判官に差し支えがあるときは、裁判官櫻井佐英がそれぞれ代理し、これによることができないときは、次の順位に従って、差し支えのない裁判官が担当する。

第1順位 望月千広

第2順位 大畠崇史

第3順位 横山泰造

2 家事事件

(1) 合議事件

担当裁判官に差し支えがあるときは、本庁及び支部所属の裁判官の中から所長の指名する裁判官が担当する。

(2) (1)以外の事件

裁判官細田啓介に差し支えがあるときは、裁判官櫻井佐英が、同裁判官に差し支えがあるときは、裁判官細田啓介がそれぞれ代理し、これによることができないときには、次の順位に従って、差し支えのない裁判官が担当する。

第1順位 園田 稔

第2順位 望月千広

第3順位 大畠崇史

第4順位 鈴木順子

第5順位 横山泰造

3 少年事件

(1) 合議事件、異議事件及び準抗告事件

担当裁判官に差し支えがあるときは、本庁及び支部所属の裁判官の中から所長の指名する裁判官が担当する。

(2) (1)以外の事件

ア 担当裁判官に差し支えがあるときは、次の順位に従って、差し支えのない裁判官が担当する。

第1順位 櫻井佐英

第2順位	新居	拓馬
第3順位	望月	千広
第4順位	園田	稔史
第5順位	大畠	崇史
第6順位	鈴木	順子
第7順位	横山	泰造

イ アにより難いときは、本庁所属の裁判官の中から所長の指名する裁判官が担当する。

(別表第4)

開廷の日割り及び使用法廷等 (第5条関係)

	事件の種類	担当裁判官	開廷日	使用法廷等
本 院	人事訴訟事件	合議体		隨時 第211号法廷又は第412号法廷
		単 独 櫻井佐英	月水	第211号法廷, 第411号法廷又は第412号法廷
		園田 稔	月木	第411号法廷, 第412号法廷又は第413号法廷
	家事合議事件	合議体	隨時	第501号審判廷
	家事審判事件 (相続放棄の申述受理事件, 子の氏の変更事件及び保護者選任等事件を除く。)	櫻井佐英	月水木	第501号審判廷
	家事審判事件 (相続放棄の申述受理事件, 子の氏の変更事件及び保護者選任等事件)	櫻井佐英 大畠崇史 園田 稔	隨時	第501号審判廷
	家事調停事件	細田啓介	木	調停室
		櫻井佐英	火金	調停室

	少年合議事件	合議体	隨時	第502号審判廷
	少年の一般保護事件 (身柄事件を除く。)	櫻井佐英 望月千広 新居拓馬	隨時	第502号審判廷
	身柄事件	櫻井佐英 望月千広 新居拓馬	隨時	第502号審判廷
	道路交通法違反保護事件及び過失運転致死傷保護事件(身柄事件を除く。)	望月千広	隨時	第502号審判廷 又は道交室
支部	人事訴訟事件	大伴慎吾	火金	第1号法廷又は第2号法廷兼審尋室
	家事審判事件	大伴慎吾	水木	審判廷
	家事調停事件	大伴慎吾	水木	調停室
	少年の保護事件	大伴慎吾	水	審判廷